

水資源保全対策特別委員会会議録

平成25年 1 月23日

場 所 第5 委員会室

平成25年1月23日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付した案件

概要説明

環境森林部、総務部、県土整備部

1. 森林簿について
2. 県内民有林の各市町村ごとの森林所有者状況について
3. 山林・原野に対する固定資産税の課税について
4. 水利権実態調査委託事業について

協議事項

1. 意見書案について
2. 委員会報告書骨子案について
3. その他

出席委員(12人)

委員	長	岩下	斌彦
副委員	長	函師	博規
委員		緒嶋	雅晃
委員		中村	幸一
委員		蓬原	正三
委員		丸山	裕次郎
委員		宮原	義久
委員		松村	悟郎
委員		右松	隆央
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫
委員		新見	昌安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

環境森林部

環境森林部長	堀野	誠
環境森林部次長 (総括)	金丸	政保
環境森林部次長 (技術担当)	楠原	謙一
環境森林課長	川野	美奈子
自然環境課長	佐藤	浩一
森林経営課長	水垂	信一

総務部

部参事兼市町村課長 鈴木 一郎

県土整備部

河川課長	東	憲之介
ダム対策監	上山	孝英

事務局職員出席者

政策調査課主査	壺岐	さおり
議事課主任主事	川崎	一臣

岩下委員長 それでは、ただいまから水資源保全対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。本日は、環境森林部、総務部、県土整備部の関係課より、森林簿の概要や山林・原野に対する固定資産税の課税状況、水利権の調査などについて説明をいただきます。

今回は、執行部による説明は1時間程度とし、後は委員協議に移りたいと思っております。委員協議においては、本委員会において提出予定の意見書と委員会報告書の骨子案を中心に御協議いただきしたいと思います。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。
執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時 2分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部、総務部、県土整備部においていただきました。

それでは、概要説明をお願いいたします。

堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部の堀野でございます。

本日は、総務部と県土整備部から関係課が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回御報告させていただく項目について御説明いたします。お手元の特別委員会資料の表紙をごらんください。環境森林部からは2項目、森林簿について、及び県内民有林の各市町村ごとの森林所有者状況について御説明いたします。総務部からは、山林・原野に対する固定資産税の課税について、県土整備部からは、水利権実態調査委託事業について御説明いたします。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明いたします。

私からは以上でございます。

水垂森林経営課長 森林経営課でございます。

資料の1ページをごらんください。森林簿について御説明いたします。

1にありますように、森林簿とは、県が地域森林計画を立てるために作成する基礎資料でありまして、農林水産事務次官依命通知により、地域森林計画の対象とする森林について、原則として小班、この小班は、尾根や谷を境界として設定した森林の区画をさらに細かく樹種の違いなどで区画した単位でございますが、これを

単位として、林況等を取りまとめた森林簿を作成するとされております。そして林野庁長官通知により森林簿の作成要領が示されており、具体的には、「森林の所在、森林所有者の在村・不在村、面積、樹種、林齢等の記載により作成する」とされております。

下の2つ目のポツにありますように、知事は、5年ごとに地域森林計画を立てなければなりません。本県の場合は県内を5つの森林計画区に分けておりますので、毎年1つの計画を立てることになります。ちなみに今年度は大淀川流域の計画を立てたところです。

森林簿の記載例を2ページの4に示しておりますので、そちらをごらんください。これは架空の所有者の記載例でございますが、表の上段にありますように、この場合、計画区は大淀川、市町村は宮崎市、林班は1としております。表の左のほうから、小班、森林の所在、森林所有者、所有形態、面積等が記載されております。この中で森林所有者の住所について、長官通知では在村か不在村かを記載するとされておりますが、本県の森林簿では、県内であれば市町村名を、県外であれば都道府県名を記載することとしております。また、氏名につきましては片仮名表記しております。

なお、太線で囲っておりますの所有形態からの施業計画についての細かい内容につきましては、下のほうの注意書きに記載のとおりでございます。

左のページにお戻りください。2の記載内容の確認方法でございますが、森林簿は、県が地域森林計画を立てるために作成する基礎資料でありますので、特に樹種や林齢、面積など森林資源に係る情報につきましては正確に把握することが必要でございます。そのため、計画を立て

てる5年ごとに空中写真を撮影するとともに、造林実績の資料収集を行った上で森林の伐採や造林などの森林資源の移動状況等を把握し、森林簿の内容確認と修正を行っております。

最後に、3の活用方法でございますが、まずは県が地域森林計画を立てる際の基礎資料として、伐採立木材積や造林面積などの計画量を算定するために活用します。その他の活用としましては、市町村が市町村森林整備計画を立てる際にゾーニングの基礎資料として使用しております。また、森林所有者等が森林経営計画を作成する際に、伐採材積や造林面積等の計画量を算出する基礎資料として使用しております。さらに、市町村が伐採届出を受理する際に、伐採届の内容が市町村森林整備計画に合致しているかどうかを審査するための基礎資料として使用しております。

地域森林計画を作成する上で必要な森林資源の情報は常に変化しておりますので、今後とも正確な森林資源情報の把握に努めてまいりたいと考えております。森林簿についての説明は以上です。

続きまして、資料の3ページをお開きください。県内民有林の各市町村ごとの森林所有者状況について御説明いたします。

この表は森林簿のデータをもとに作成したものであり、森林簿に所有者の氏名があるものとならないものに大きく分けて集計しております。まず、所有者氏名があるものにつきましては、表の下にありますように、森林所有者数は約12万7,000人で、面積は約40万8,000ヘクタールでございます。括弧内の12万6,516人は実数でございます。その右の欄に法人所有の内訳をうち数で示しております。ここでいいます法人は、下の注意書きにございますように、森林簿の所有

形態の欄に公団、公社、会社、入会、社寺、組合団体、学校と記載されているものであり、ここでは県有林や市町村有林等の公有林は含まれておりません。法人の数は2,413、実数では2,260でございます。全体に占める割合は1.8%となります。法人所有の面積は約8万6,000ヘクタールで、全体の21%を占めております。一方、所有者氏名のないものにつきましては、所有者数はわかりませんが、面積は約3,400ヘクタールでありまして、全体の0.8%を占めております。表の一番右にありますように、民有林面積の計は約41万1,000ヘクタール余となります。

森林経営課からの説明は以上でございます。

鈴木市町村課長 市町村課でございます。

特別委員会資料4ページをお開きいただきたいと存じます。山林・原野に対する固定資産税の課税について御説明いたします。

まず、1の固定資産税の概要についてでございます。(1)の課税客体でございますけれども、固定資産税は土地、家屋、償却資産に課税されております。

(2)の納税義務者については、毎年1月1日の賦課期日現在の登記簿等に所有者として登記されている人が納税義務者になっているということでございます。

(3)の課税標準につきましては、売買事例等を参考に固定資産を評価しまして、適正な時価で算出されております。

(4)の税率は、標準税率が1.4%とされております。

(5)の調定税額につきましては、平成24年度の当初で県内市町村を合計しますと606億6,900万円でございます。全税目の調定税額の49.1%を占めており、市町村にとりまして基幹税目となっております。

次に、2の山林・原野の課税状況でございます。この表は平成24年度の状況をまとめたものでございます。地積は、国有林等の非課税地の地積と課税地域を区分しまして、また課税地域は納税者当たり課税標準額30万円の免税点の上下で区分いたしておりますが、固定資産税は原則として登記簿に基づく課税をしております、地積が他の統計数値と若干異なっているところでございます。

地積の欄を見ていただきますと、一般山林と原野を合わせた全地目の割合は、非課税地積、課税地積とも約半分を占めているのに対しまして、右から2番目の欄にあります調定税額につきましては約2%となっているところでございます。

次に、3の納税義務者が所在不明の固定資産税の状況についてでございます。納税義務者が所在不明の状況で課税されている状況につきましては、定例的な調査がございませんので、今回、全市町村に照会した結果について御報告申し上げます。まず、(1)の納税義務者が所在不明のため、公示送達の方法で納税通知を行ったケースでございます。県内21市町村で、件数にしまして949件、調定税額にしまして3,935万7,000円でございます。次に、公示送達を行ったケースのうち山林または原野であったケースについて、(2)に記載しております。この結果が、13市町村で件数にしまして45件、調定税額にしまして63万6,000円、課税面積にしまして184万2,000平米、約186町歩でございます。

公示送達を行った理由でございますけれども、その理由を確認しましたところ、イの公示送達の理由にありますとおり、個人または相続人が所在不明であるケースが23件、法人の活動実態

がないケースが22件となっております。これら所在不明になっている個人につきましては、その氏名から、外国人であることが明らかなケースはございませんでした。また、法人につきましても、その名称や代表者の氏名等から、国外の資本により設立された法人であることが明らかな事例はございませんでした。

今回の調査から、外国人等が山林または原野を取得し、その後課税が困難になっている事例につきましては、今回の調査に基づきまして確認されなかったところでございます。

調査結果の各市町村ごとの内訳は別途1に整理しておりますが、説明は省略させていただきます。

次のページでございます。4固定資産税の調定額、収入済額、不納欠損額の状況でございます。平成21~23年度の3カ年の各市町村別の状況を別表2にまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

最後に、5の市町村の不納欠損処理に対する県の助言でございます。県としましては、研修会、会議等あらゆる場を通じて市町村に対しまして、1つ目として、地方税の徴収権を確実に執行するために最大限の努力をすることが基本でございますので、不納欠損処理は真にやむを得ない場合に措置するものであること。2つ目としまして、確実な書類の送達のための納税義務者の所在の徹底した調査を行うこと。3つ目としまして、納税義務者の相続人、現に使用している者など、法令上納税義務を負っている者についての実態調査を徹底すること。4つ目としまして、滞納が発生した場合には、法令に基づき、督促及び差し押さえ、換価などの滞納処分を適正に執行すること。5つ目としまして、やむなく法令上不納欠損処理を行う事由に該当

することとなった場合には、処理に至った経緯を整理しておくこと、の助言を行っているところでございます。

市町村課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

東河川課長 河川課でございます。

当課で現在取り組んでおります水利権実態調査委託事業について御説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。まず、1の調査の背景についてであります。河川の流水は、農業、発電、上下水道、工業用水などさまざまな用途に使用されているところですが、河川管理者である県は、各河川の水の収支を把握して河川の流量を適正に管理する必要があります。しかしながら、無許可の水利権が存在するなど水収支がわからなくなっているケースがあり、各河川における水利用の実態を明らかにして水の収支を的確に把握することが喫緊の課題となっております。

次に、2の調査の対象河川についてであります。県内には1級河川の指定区間が237河川、2級河川が237河川でございます。合計して474河川が県の管理する河川でございます。このうち取水堰が存在しない都市河川など明らかに取水がされていない河川を除く359河川を対象に調査を行うこととしております。

水利権実態調査の対象の図をごらんください。今回の事業で実態を把握しようとしているものは、図の中でアンダーラインを引いているもので、左から、許可水利権のうち更新がされていないもの85件、慣行水利権の届け出があった慣行水利権692件及び、届け出はないが、河川法以前から取水を行っている慣行水利権、無許可で取水を行っているものであります。

続きまして、3の平成24年度事業の概要であ

ります。平成24年度は、事業費6,930万3,000円、調査対象河川は147河川でありまして、に記載しておりますように、事業実施河川を踏査して実態調査を行い、取水地の特定や取水量の計測など、取水に関するデータなどの収集を行うこととしております。残りの対象河川につきましても、来年度以降引き続き同様の調査を実施してまいりたいと考えております。

9ページをごらんください。今回の調査を踏まえた今後の取り組みについてであります。調査成果を踏まえまして、中ほどの囲みに示しておりますように、許可がないことや許可の期限が切れていることが判明した案件につきましては、許可手続をとって適正な水利用が行えるよう指導を行います。指導に従わない場合や川の流れを阻害している場合など、河川法第75条に規定する監督処分の実施もあり得ると考えております。また、慣行水利権については、調査成果を踏まえた届出書や台帳の修正、許可水利権への切りかえの要請、指導等を行っていきたいと考えております。これらの取り組みにより、右の囲みにありますように各河川の水の収支が的確に把握できることから、正常流量の維持管理や、一昨年のような渇水時におけるデータの活用、さらには小水力発電などの新規水利権の審査などで活用が図られるなど、適正適切な河川管理が実現すると考えております。

10ページをお開きください。今回調査の成果品のサンプルを参考として示しております。目的や設置者などの調査項目を記載する調書と現地の状況写真などが成果品となりまして、今後これらのデータを各河川ごとに整理することとなります。

河川課からは以上でございます。

岩下委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑などございましたらお願いいたします。

右松委員 何点が質疑をさせていただきたいと思います。まず、3ページの森林所有者状況であります。問われるのは内容の精度がどうなのかということだと思っています。所有者氏名があるからこれは大丈夫だということではなくてですね。この内容を見れば、確かに所有者氏名が全体に占める割合からすれば低いということは感じるわけですが、かといって氏名者情報が本当に正しい情報なのかというのはまた別な問題だと思っています。せんだって県外調査に行ったときに、東京財団のほうで、北海道の森林所有者法人が2,141社ということで、本県が2,413社ですから、同じぐらいの規模だと思っています。2,141社に調査票を郵送して4割が戻ってきています。追跡調査をしても、最終的に184社が追い切れていないんです。こういう状況を鑑みまして、私は、5年に1回という頻度は先ほどの話しか聞いていませんけれども、例えば法人所有者2,413社に対して、確認作業を直近でやっていなければ、確認作業をして行政精度を上げるべきだと考えておりますが、そのあたりの御見解をお願いします。

水垂森林経営課長 さきの委員会で委員のほうからそういうお話がございまして、早速、北海道の担当者に調査の目的・やり方を確認したところでございます。北海道の場合は、道独自につくっている、森林簿とは違う森林調査簿というのがありまして、それをもとに森林所有企業 今、2,000数百社と言いましたが、4,593社を対象として22~23年にアンケートを実施したということでございます。目的は森林づくりの意向確認ということでございましたけれども、背景としましては、調査を行った時点で既に外

資による森林買収事例が20数件確認されておったということから、道民の関心が非常に高まっていたということがあったようでございます。あて先不明で返送された企業につきましては、不動産登記簿で住所を確認して再送するなどしましたけれども、結果、278社が所在不明であったというもので、調査そのものに要した期間が9カ月かかったということをお聞きしております。

一方、本県の森林所有者企業は、今御説明しましたように987社ということでございますが、このうち県外が196社でございます。そういった状況でございますけれども、先ほど申し上げました森林簿には住所の記載がございませんので、北海道のような調査を行うには、まずは法人の住所確認から始める必要がございます。その期間がどのくらいかかるかということですが、地籍調査済みの土地であれば登記簿で確認する方法がございます。しかし、私どもも公用で取得する場合がございますが、その場合でも交付までに2カ月かかるということがございます。それから地籍調査が終わっていないところについては、字図自体が不正確でありますので、地番の特定ができず所有者が判明しないことも考えられます。また、北海道が調査に9カ月要したということを勘案しますと、本県の場合、北海道以上の労力と調査期間が必要と考えられますので、これを短期間に行うことは非常に困難であると考えております。

このため、これにかわるものを何かできないかということを検討しまして、外資による森林買収につきまして、22年度から林業関係者からの情報収集をやっておりますが、今回新たに、林業関係者を対象に風聞を含めて情報提供をアンケート調査しました。その結果、幾つか風聞

なる情報というのはありましたけれども、その全てにおいて外資による森林買収の確認はされなかったという状況でございます。

右松委員 時間の関係上、的確に、もう少し短目に答弁をお願いします。

先ほど私は聞き間違えたかもしれませんけれども、法人所有が2,413社、実数2,260社ということですが、所在地がわからないと。これはどういう意味でしょうか。

水垂森林経営課長 森林簿では、県外であれば都道府県までしか記載されておりません。したがって、その法人の住所地が正確にわからないということです。

右松委員 1つ要望をお願いします。宮崎市の242社の法人所有の資料提供を求めさせていただきたいと思えます。法人の所在地、それから森林所有の所在地及び面積等含めた資料提供をお願いします。

2点目ですけれども、「所有者氏名なし」というところが3,405ヘクタールということでございます。今後、所有者氏名なしの森林の実態把握にも乗り出していく、当然そのように考えておられると思うんですが、所有者不明のところを今後どういうふうに対処していくのかを教えてください。

水垂森林経営課長 森林の場合、地籍の進捗率が60%程度しかございませんで、40%については地籍のほうからも追跡できないという実態がございますので、おのずと限界があるかと思えます。所有者不明の森林3,400ヘクタールぐらいございますけれども、面積の大きい上位5件につきまして空中写真等で確認しましたところ、倒木や地肌のむき出しはなく、森林の状態に問題があると思われる箇所はなかったところがございます。

右松委員 森林の所有者実態を行政がどれだけ把握しているか、結局は外資の森林買収が露呈した根本的な問題がそこに一つあると考えておりますので、引き続き、私もこれは見ていきたいと思っています。

それから、もう時間もありませんけれども、もう一点、5ページの固定資産税の不納欠損処理について伺いたいと思えます。地方税法で、所有者の住所が不明ということで徴税できなくなった場合に、即時欠損処理あるいは5年の時効によって消滅させるという仕組みがあるわけですが、ここでいう不納欠損処理を行うに該当するのはどういう事由なのか。繰り越しをどの時点、どの時期で証明していくのか。これは徴税率と関係してくると思っておりますので、そのあたりの本県の状況を教えてください。

鈴木市町村課長 不納欠損処理の金額につきましては全税目で7億ぐらいございまして、そのうち固定資産税が毎年4億ぐらいで推移しているということでございます。どういう形で不納欠損を行うかということですが、ちまたで言われているように安易に不納欠損をしているわけではございませんで、例えば行方不明になられる方もいらっしゃいます。その場合には、近隣の調査であったり、親戚の方にいろんな形でお尋ねしたり、実際の住所地を調査したりします。そういうことをやっても、例えば行方不明になられている場合、滞納されているわけですから、何らかの滞納処分をして、差し押さえで換価するということが原則でございますけれども、市町村も滞納処分につきましては給与差し押さえとかやっておりますけれども、家屋や山林の差し押さえ物件をいざ売ろうとしても、なかなか買い手がないとか、抵当権がついているとか、いろんな状況がございまして、総合的に調

査した上で、どうしても取れないという客観的な判断をして不納欠損処理しているのが現実でございます。回答になっているかどうかわかりませんが、

右松委員 時間もありませんけど。もう少し詳しく数字的なものは上げられないわけですね。どういう事由で不納欠損処理をしたか。

鈴木市町村課長 例えば不納欠損する場合の事由としまして、5年の消滅時効、2番目として滞納処分の執行停止が3年継続した場合、即時執行する場合というのがあります。23年度の不納欠損7億1,000万くらいあるんですが、その事由としては、まず5年で消滅時効のかかった場合が41.5%、2の執行停止が3年継続した場合が21.6%、即時に執行停止したのが36.9%ということで、比率的にはこういう形で不納欠損をやっているということでございます。

丸山委員 森林簿についてお伺いします。森林簿に氏名が出ているんですけれども、どれだけ信頼していいのかわからない。非常に曖昧、不確定といえますか、登記簿等とは全く違ったりしているという話もよく聞かれますが、どれくらい正しいというふうに認識していらっしゃるのでしょうか。

水垂森林経営課長 森林簿につきましては、森林簿の活用の仕方が主に地域森林計画を作成するための基礎資料ということで、これまで余り森林所有者のところに重きを置いてこなかったという実態がございます。ただ、造林を行いましたら、造林に係る氏名、住所等は明らかでございますので、これまで造林実績などを森林簿に反映させてきたところでございまして、今、委員がおっしゃいましたような、何割くらい信用が置けるかという数字は持ってありません。

丸山委員 造林とか補助金制度を使おうとす

ればわかるんでしょうけれども、10年、20年何もしていない放置林みたいなところは、ずっと何もわからない状況じゃないかと思っておりますが、その辺はどれぐらいのパーセンテージで全然動いていないと認識すればよろしいでしょうか。

水垂森林経営課長 特に最近、施業の集約化に迫られておりますので、所有者の把握は課題であると認識しております。平成22～23年度の2カ年かけまして県単事業で、地籍調査が終わっているところにつきましては所有者の氏名、住所を調査いたしました。データとして持っております。先ほど説明しましたが、地域森林計画を今年度は大淀川でつくったんですが、その際に森林簿に反映させたところでございまして、今後4年間かけてそれぞれの地域森林計画を作成する際に反映させていきたいと考えております。しかしながら、地籍そのものが進捗60%でございますので、それをやったとしてもせいぜい6割ということになります。

丸山委員 我々が一番心配していますのは、山の価値がなくなってきているものから、相続もされない山が多くなってきているから、今後、市町村のほうも固定資産税を取ろうとしてもよくわからなくなってきていて、今動けばまだ混乱は少ないと思っていますし、北海道みたいに海外含めて法人がどんと買う可能性があるときに、どう対応すればいいのかわからない。土地制度の登記を含めておかしいんじゃないか。ずっと変わっていない法律なものですから、土地の登記も含めてきちんとした制度にしないと、山の実態はわからない状況だと認識しているものですから、きょうは森林簿も含めて勉強させていただいて、今後、固定資産税との絡みがどうなのか。合わ

せれば合わないところが結構あると思いますので、ぜひ県と市町村が連携してやっていただきたいと思っております。

河川課にお伺いしたいんですが、今回、水利権のことも少し気になっていまして、特に日南のほうに行ったときに、湯水で非常に苦労されたということがあって、その調査もやっているんだけど、そのときに心配だったのが実態がわからないということだったんです。今回も、147河川をやって、これは全部終わったわけじゃなくて。許可なしというのが一番心配なんですけれども、この辺がどれくらいあると認識すればよろしいでしょうか。

東河川課長 今年度の事業は今調査中ということで、まだ正確な数字が出てきておりません。各土木事務所のほうにお願いして各事務所のほうで発注しているという状態です。今年度は147河川を調査しておりまして、今のところ51河川が全て完了して、それ以外がまだ調査中ということで、年度末までの工期で発注しているものですから、年度末になったらその辺の数値はわかると思います。ただ、何件かは無許可であろうという報告は受けておるので、多少なりともそういう部分は出てくるのかなと考えております。

丸山委員 先ほど説明があったとおり、許可水利権に申請を 水利組合なりが存在しているところだったらまだいいんですが、個人とかいろんな形で水をとっているところもあるんじゃないかと想定しているんです。水利権を取るためには時間と経費がかなりかかると言われているんですが、本当に許可水利権に移行できる余裕が農業サイドにあると思ってよろしいのでしょうか。

東河川課長 確かに、許可水利権に移行する、

あるいは更新をするときに、どうしても金額的、時間的なものがあるということで、非常に負担があるという認識はしております。ただ、今回、調査の中で実態が明らかになって、かなりの部分がかんがいの関係かと思えます。そこで生活されている方々ですので、指導しながらやっていかなきゃいかんと思っています。河川管理者のほうからその費用を出すという話にはなりませんから、私どもが持っているいろんなデータを提供するなり、できるだけ側面的な支援をしながら、許可水利権の移行であるとか、あるいはいろんな事業が入ってまいりますので、次の改修があるときに合わせてしていただくとか、いろんな方法を取りながら農政部局とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

丸山委員 日南の例で言いますと、湯水のためにしっかりやらないといけないという認識が農政サイドにないと、やらされているというイメージだとなかなか前向きに進まないんじゃないかという思いがあるものですから、水全体の利用を考えたときにどうなのか。これが、「もううちは水を使わないからいいです」となってしまっただけで耕作放棄地になったりして県土が荒れてしまうことにつながると、変な形の調査になってしまう気もするものですから、全体の湯水のことをしっかり考えてやるということをお互いに理解をして進めていただければありがたいと思っております。

東河川課長 河川法そのものが治水、利水、環境という3本柱でやっている中で、利水というのは大事だという認識を持った上で河川行政を進めてまいりますので、その中で河川に基づくなりわいをされているいろんな方々がある、これも河川の一部という考え方を持ってまいりますので、その辺も十分関係部署とも連携

を図りながら行政を進めていきたいと考えております。

宮原委員 森林簿で聞かせてほしいんですが、森林所有者という欄で名前が出てくるんですけど、これは、例えばその方が亡くなっても、相続の関係で、名前は、亡くなった名前がずっと載っていくんですか。

水垂森林経営課長 ここに記載されております所有者名は、先ほども出てまいりましたけれども、現時点での真の所有者を示しているというわけではございません。造林の実績、あるいは地籍が終わったところを反映して精度の向上は図っておりますけれども、これが真の所有者であるということまでは言えないところです。

宮原委員 水利権のところ、許可水利権の中に、うち85件が更新なしということになりますね。水利権は何年ごとに更新をしていくんですか。

東河川課長 かんがい関係だと10年、発電関係だと20年とか、それぞれで違っているんですけども、基本的に決まった年数でやっていくということになります。

宮原委員 決められた10年とか20年という更新をしなかった場合は、手続きさえすれば簡単に更新ができるのでしょうか。

東河川課長 更新手続きをちゃんとしていただくことが非常に大事だと思っております。ただ単純に更新時期が来たと、水量も変わりません、利用実態も変わりませんということであれば、期間を次に延ばすということで容認はできると思うんですが、場合によっては、例えば農業で言えば、耕作状況が変わってくる。早期が2月、3月で使うことが多くなったりして変更があると、その辺で時間等がかかってくるということがございます。

宮原委員 1回権利を取ってしまうと、それは半永久的に握っているというふうな判断でいいですね。

緒嶋委員 固定資産税の課税のあり方ですけども、地籍調査が宮崎県は60%ぐらい終わっておると言われました。市町村によっても当然ばらつきはあるわけですが、これは各市町村も、100%地籍が終わらなければ、実面積じゃなくて、課税台帳の面積は違うわけですね。地籍調査すれば3倍、4倍になる。ところが、実際は地籍調査が100%終わらなければ台帳課税しかやれんのじゃないかと思うんですが、そのあたりはどうですか。

鈴木市町村課長 地籍調査を県内各自治体実施しております、7団体が100%ということになっております。平均しますと61.5%が済んでいる状況でございます。おっしゃるとおり、100%のところは実体課税をしているということでございます。ただ、課税のやり方につきましては100%になった時点で切りかえるという取り扱いをしておりますので、現在進行中のところは何年かかるかわかりませんが、各自治体一生懸命取り組んでいらっしゃいます。途中、例えば60%、70%であったとしても、100%になったときに課税の面積を切りかえるということですので、そういうことで他の統計資料と若干誤差が出ているということでございます。

緒嶋委員 であれば、地籍調査が100%終わらなければ正確な課税はできないということですね。

鈴木市町村課長 はい、そういうことでございます。

中村委員 地籍調査が今61.5%とおっしゃいましたね。本当におっしゃるだけで、やりやすいところだけしかやっていないんです。私は一

番知っていますけれども、町のだ真ん中の境界が著しく混乱するであろうところは除外している。そして一番簡単に、田舎のほうで「境界はここでいいが」という人だけ済ませて61.5%、山も済ませていないんです。

今、法務局の依頼で日南のほうに山の地籍測量、境界作業に行っているんです。さっきお話があったように、立ち会いをお願いすると、所有者が亡くなっていますから、登記簿で誰が所有者なのか調べていくわけです。行った先の方が、「うちにそんな山があったらいい。知りません。自由にやってください」「いや、我々は調査士として自由にやるわけにはいきませんので、来てください」と連れていくんです。そして、しかるべき近所の人たちともお話をさせていただいて立ち会いをするわけですが、今からどんどんふえてきますよ。61.5%とおっしゃった中で、一番今手をかけておかなきゃならないことはどこかといったら山なんです。町のだ真ん中というのはある程度建物が密集していますから、間の1センチか2センチのせめぎ合いなんです。山なんていうのは、今お話があったように、面積が3倍、4倍、下手したら10倍あるんです。そういうところを今やっておかないと、例えばよそから買いにきた人がおられたとする。「うちの土地はこれだけ」とだっとくいを打たれたら、前持っていた人だってわからないんです。さっきおっしゃったように、今ならまだ何とかできるかもわからない。しかし、時間がたってくると、早く地籍調査、国土調査をやらないと、とんでもないことになってくるとい気がします。例えば外国人がそういうことに目をつけてAという土地を買ったとする。登記簿は何平米しかないわけだから、あってないがごときものですから、だっと侵入してしまうと、「そこは私の」

とコンクリートをばんばん打たれたらそういうふうになりますよ。

今、自民党政権になりましたので予算もつけるそうですから、早く土地の境界問題とか国土調査を、山だけでも先に済ます。この61.5%の中の山だけ済ませると後は楽になるんです。町のだ真ん中はいつやってもいいんです。建っていますから動きません。早くこれを県庁全体で頑張ってもらいたいと思います。我々自民党派連でも本部のほうに申し入れをしたいと思いますから、これは早くやらんといかんと思います。どうお考えですか。

鈴木市町村課長 税の面からも、各市町村に今おっしゃった話をいたします。地籍調査の部門は農政のほうとかやっておりますので、おっしゃるように早期に進むような形で条件整備をやっていきたいと思います。

中村委員 今、我々土地家屋調査士、行政書士もそうですが、測量関係の人がほとんど仕事をやっていません。全部つぶれてしまった。今でこそ、山の入り組んだところにコンクリのこういうのを担いでうちの息子たちは登っているんです。これぐらい埋めなさいということで埋めている。これをやってしまうと、ばっちりとその人たちの土地の範囲内は決まります。早く日本の国土をやっておかないと大変なことになる。

それで、61.5%とおっしゃいましたが、昭和33~36年ぐらいにやっているのがあるでしょう。このときは、三角点から引っ張ってきて測量するわけですが、本当の真値の値は出ていないんです。今測量に行くとこれだけ差がある。やり直さなくちゃならない事態になっているんです。今は全て座標から引っ張ってくるでしょう。確かに真値が出るんです。いつ何どき境界

が飛ばされてなくなっても、基準点から引っ張ってきて逆打ちやったら確実に境界に来るんです。ところが、昭和30年代にやったのはいいかげんで、ほとんど来ないんです。そこ辺は腕で合わせていくとかですね。腕というのも、人にお話しするのも腕であって、そして境界に立ち会いをしてもらうのも、うまく持っていくのは腕なんです。もし牛を養っていらっしやったら、牛の話から始めないと乗ってくれない。そういう難しい仕事なんです。だから、その辺をやるためには、自民党政権になったから、今やっておかないとできませんよ。強く要望して、また我々も要望したいと思います。

さっき河川課長がおっしゃいましたけれども、水利権なるものは、取水している人たちに水利権があるのはわかるんです。ところが、大淀川でもそうですが、「水利権があるから」と言って魚を釣っている人を捕まえたりしてますね。あれは漁業権ですか。なぜ漁業権を与えなくてはいけないわけですか。食べもしないのに、好きでやっていて……。我々は放魚しています。その辺まで漁業権、水利権を与える必要があるのかなと思うんですが、その辺はどういうお考えですか。

東河川課長 河川課のほうで漁業権という形は取り扱っておりませんので、申しわけございません。

中村委員 魚は水の中でしか生きられない、水利権と漁業権は切っても切れないものなんです。だから、水利権だ漁業権だと言われる人たち、農村地域じゃなくて都城市内の町部の人がそういうことをされているんです。おかしいじゃないですか。何の権利があって人に、魚を釣るなとかとるなとか。子供たちと遊んでいても言われるわけです。もっと早くそこ辺も調べてい

かないといけないと思います。

東河川課長 漁業権に関しては別の部署の話になって、詳しいことはわかりません。

水利権そのものは、今回の調査でもしっかり調べるのは何かと言われると、今、委員がおっしゃるように、川の中には当然動植物等がいて魚もいます。魚がすめるような環境にするためには、水利権もしっかり把握して水収支をしっかりとつかんで正しい流量（正常流量）を流します。量をちゃんと確保しましょうという中での水利権については、環境という面も踏まえて、漁業等のなりわいもありますけれども、漁業権自体を河川法で制限するということにはなっておりませんので、申しわけないですけど、そこら辺は私どものほうではわからないものですから、お答えできないということでございます。

中村委員 河川課長がおっしゃったと、河川ですめられないようなものをどうこう言われる筋合いはないんだと、河川は河川課のほうで、河川に魚がすめるようにするのが河川課の仕事だと。「すめられないじゃないか。そういうすばらしい川が流れていないじゃないか。だからとっても構わんじゃないか」と言ってもいいんですか。

東河川課長 魚等に関する権利の部分は河川で制限するものはないというお話です。水そのものを扱っている中で、環境とか利水の関係で川に必要な水はちゃんと確保していきましようというのは河川法に当然あります。それは、例えば水がきれいであるべきである清潔の保持、あるいは動植物、生物等が生息できるような環境をちゃんとつくっていくのは河川管理者でやるべき話である。あるいは河口の埋塞がないような水を流せるようにしていかなきゃならないとか、そういう意味での水という扱いをやっていくということで、河川のほうで魚関係は知り

ませんということではなくて、すむ環境をつくって行く中で、漁業をされる方がどういう形であるかというのは別の部署でやります。ただ、当然県の内部でも、工事をする場合でもいろんな行政のほうと話しますし、水利組合ともいろんなお話をしながらということで、それぞれ関係するところで持ち分を持ちながら連携していくことになろうかと思えます。

中村委員 漁業権なんていうものは、その河川でなりわいをやっている人が、越権行為で収入が少なくなるのであれば漁業権を侵害したということになるでしょう。ただ、楽しみに子供や孫を河川に遊びに連れていったときに、ちょっと釣ってみようかという場合があるじゃないですか。そういうことですら漁業権の侵奪だと言われると、おかしいじゃないですか。何でそこまで漁業権を言わないかん。漁業権というのは海にあって、漁師がいて、ここで生活している人が漁業権であって その漁業権を侵害するぐらい皆さん、魚釣りに行きますけど、私は素人が余り釣ってはいけないと思うんです。漁業者の方がいらっしゃるわけだから。河川なんていうのは、あそこで魚を釣って食っていく人はいないじゃないですか。何が漁業権だと言いたいんです。河川課長にこういうことは酷かもしれませんが、漁業関係の人と話すときには、「生活していますか。漁業権をおっしゃるなら生活していることが第一ですよ」ということにしなくちゃいけないと思うんです。そう思いませんか。

東河川課長 確かに、権利を持っているからにはそれを適正に使っていただくことが必要だと感じています。河川の場合から言えば、川そのものは自由使用というのが原則ですので、そこで子供さんが水遊びすることを妨げるもので

はないと考えています。河川管理者と漁業権との関係の中で、河川法に基づいて漁業権云々という話はなかなか難しい部分があるんですけれども、そこに発生する漁業権そのもので、例えば河川の機能を維持するために問題があれば、その辺はちゃんと協議しながら進めていかなければいけないのかなとは考えております。回答になっていないかもしれませんが。

水垂森林経営課長 先ほど右松委員のほうから要求がございました、宮崎市の法人242社についての資料でございますけれども、2ページに森林簿という形で示しておりますが、ここにやるデータということでよろしいのでしょうか。

右松委員 はい。

岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さんは御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時0分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

協議事項(1)の意見書案についてであります。県南調査終了後に実施しました前回の委員会において、意見書については、外国資本等の土地売買に関する法整備についての意見書と地籍調査の充実についての意見書の2本を提出する方向となりました。

本日は、お手元の資料1、2のとおり意見書案を整理しましたので、こちらをごらんください。

まずはそれぞれ本文を書記に読み上げさせたいと思いますが、その前に、資料1の「外国資

本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書」について、1点確認をさせていただきたいと思っております。前回の委員会において、「森林」だと上物だけの感じがすることによって、「森林(山林)」という記載にしてはどうかとの御意見をいただいたところでございます。意見書の整理をする中で、再度他県の意見書等を見直したところ、ほとんどの都道府県が、「外国資本等による森林の買収が相次いでいる」というような記載をしており、前回の委員会で御意見をいただいた、土地まで含んだ形の山林のイメージと同じ意味合いで「森林」という言葉が使用されております。また、国土交通省と農林水産省の記者発表においても、「外国資本による森林買収に関する調査」ということで土地売買の事例を記載していますので、国も「森林」について同様のイメージで整理していると思われまふ。国や他県が、「森林」という言葉を土地まで含むイメージで使用している中で、本県だけが「森林(山林)」という記載にした場合、「森林」と「山林」の言葉の定義づけ、使い分けが難しく、同じ意味の言葉が重複しているように見えてしまうのではないかと思つたところでございます。

そこで、正副から提案といたしまして、国や他県が使用している表現と足並みをそろえるということで、意見書の表現は「森林」で統一するという形で御理解をいただけないかと考えております。新聞報道等でも、「外国資本による森林買収」というフレーズが使われていることから、「森林」に統一したほうが一般的にもわかりやすいのではないかと思つたところでございます。

このことについていかがでしょうか。御意見があればお願いいたします。

それでは、意見書の中の「森林」につきまして、このように記載するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、先ほど説明しましたとおり、国や他県との足並みをそろえるということで、意見書については「森林」で統一するというところで決定をいたします。

それでは改めまして、意見書の本文を書記に読み上げさせたいと思つたので、まずは資料1の左側の意見書(案)をごらんください。

書記、読み上げをお願いいたします。

壱岐書記 外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書(案) 本文でございます。

近年、全国各地において、外国資本等による森林の買収が報告されており、また、過疎地の集落や国境離島、自衛隊基地の周辺などの土地についても買収の動きが報じられている。この問題をきっかけに我が国の土地制度のあり方が問題視されるようになってきた。

特に森林の場合、水源涵養機能を有する重要な土地であるにもかかわらず、土地取引に特段の規制もなく、木材価格の低迷や林業の衰退により財産価値が低下していることから潜在的な売り手が多く、買収のターゲットにされやすい、売買や相続による所有者の不明化が起こりやすいという傾向がある。

また、我が国は、個人の土地所有権が極めて強く、水資源の中でも地下水は、基本的に土地所有者に権利が帰属することから、利用目的が不明な森林の買収は、買収地から地下水が汲み上げられ、水資源が枯渇するのではないかとついう住民の不安に直結することとなる。

このような中、森林法が一部改正され、平成24

年4月から森林の土地の所有者となった旨の届出制度がスタートし、森林の土地売買のより詳細な把握が可能となったところである。しかし、これは土地取引後の届出を義務づけたもので、国や地方自治体の情報把握が後手に回り、適時に適切な対応がとれないという懸念がある。

外国資本等による森林等の買収については、ダミー企業を使って実態を隠すような取引があることも指摘されており、グローバル経済が拡大する中、自由な経済活動は保障しつつも、水源涵養機能を有する森林など、国土保全の観点から重要な土地については、投機的な土地取引の規制や土地取引の透明性を図るとともに、事前に情報が把握できるような監視体制を強化する必要がある。

都道府県によっては、水源地域の保全・機能の維持を目的とした独自の条例を制定しているところもあるが、水資源の保全や、外国資本等による森林買収といった土地制度に関わる問題は、国土保全や国家安全保障の観点から、本来は国が対策を行うべきものである。

よって、国においては、森林など公益性の高い重要な土地に係る取引について安全・安心の確保を図るため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

以上です。

岩下委員長 これらの内容についての考え方を右側の四角の中に記載をいたしております。

「記」の部分について、1点説明をさしあげたいと思います。

朗読をお願いします。

壱岐書記 記、1 水源涵養機能を有する森林など公益性の高い土地については、取引の制限や開発行為の規制など、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図ること。

2 地下水などの水資源は、水道や農業用水等の水源として利用されるなど公共性を有していることから、これを保全するため、地下水の利用規制を図るなど、適正な水資源の利用を促すための法整備を早期に図ること。

3 所有権保存登記を義務化するなど、現在の土地所有の状況を正確に把握するための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

岩下委員長 記の2の項目をごらんください。これは、前回の委員会で丸山委員から、「地下水の利用規制に係る法案や水循環基本法関連2法の整備推進を図るという内容を入れてほしい」という御意見を受けて整理したものでございます。表現といたしましてはごらんのような形にしたところでございますが、これは、「地下水の利用の規制に関する緊急措置法案」が既に廃案になっていること、「水循環基本法」は正式な国会提出がなされていないという状況にあることを踏まえ、法案の名称や「関連2法」という表現を使いづらいということがあるためでございます。そこで、御意見のあった趣旨に沿うように表現を整理させていただいたところでございます。

次に、資料2の左側の意見書(案)をごらんください。

書記、読み上げをお願いいたします。

壱岐書記 資料2でございます。

地籍調査の充実を求める意見書(案)

近年、全国各地において報告されている外国資本等による森林の買収をきっかけに、我が国の土地制度のあり方が問題視されるようになってきた。

問題点の一つとして指摘されているのは、地籍調査の遅れである。

我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されているが、土地の位置や形状を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時につくられた地図（公図）などをもとにしたものである。そのため、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態である。

地籍調査は、昭和26年の開始から半世紀以上が過ぎているが、平成23年度末における全国の進捗は50%である。特に、都市部や山村部（林地）において進捗が遅れており、また、市町村の中には、未だ調査に未着手のところがあるなど、都道府県ごとの進捗率もばらつきが大きくなっている。

市町村においては、地籍調査の必要性や有効性には一定の理解を示しているものの、昨今の財政状況の悪化や行政ニーズの多様化により、地籍調査の実施に必要な予算や職員の確保が難しくなっているという状況がある。

地籍調査の遅れは、境界争い等の土地トラブルを招き、境界や地積が曖昧なまま転売が繰り返されれば、境界争い等の相手方が隣人等であったものが、将来的には外国資本等が係争相手となることも想定され、円滑な土地取引の妨げとなる。また、災害が発生した場合、被災地の復旧・復興を阻害する要因にもなることから、東日本大震災を契機として、地籍調査の重要性が再認識されており、地籍の整備を早急に完了させることが重要となっている。

よって、国においては、地方自治体の要望にこたえた予算措置及び地方負担の軽減措置の拡充について、早急な対応が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

岩下委員長 本文の内容についての根拠を右側の四角の中に記載しております。また、資料1、2とも一番下の部分に意見書の送付先を記載しておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

説明は以上です。

それでは、意見書（案）について御意見を伺いしたいと思います。

まずは、外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書（案）のほうから御意見をお願いいたします。

右松委員 真ん中下の段で、「都道府県によっては、水資源地域の保全」等々と書いてあるところですが、これは本質的なところは、国の整備がおくれているために、しびれを切らせて制定しなければならないところに追い込まれているのが現状だと思うんです。この書き方は逆にしないと、真ん中の「水資源の保全」から始めていって「本来は国が対策を行うべきものである。ところが、法整備が一向に進まないために、都道府県が制定しなければいけない現状に追い込まれている」という書き方にしないと、都道府県が制定しなければいけないような状況になっていますので、それに対してしっかりと正当に評価していく文言じゃないと、私はこれはどうかあるかなと。余り大きいことではないかもしれませんが、これは入れかえてもらいたいです。

岩下委員長 そういった御意見でございますけれども、いかがでしょうか。

では、右松委員の案のとおり訂正をさせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

それでは、意見がないようでございますが、資料のとおり意見書を決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次は、地籍調査の充実を求める意見書（案）について、御意見をお願いいたします。資料2でございます。

右松委員 ここは論議の必要があると思うんです。今、実質負担ですけど、この地籍調査に対して国が50%負担しています。そして市町村が25%、都道府県が25%なんです。ただ、市町村と都道府県は各80%が特別交付税で負担されていますので、実質負担というのは市町村で5%、都道府県で5%というのが実態だと思うんです。これは精査しないといけませんけれども。ですから、予算を国に要望してこの5%を埋めてもらう方向でいくのか。地積調査はマンパワーの影響というのはかなり大きいですから、市町村によっては使命感を持った人がいれば労力を使ってやっていくところもありますので。宮崎県は一生懸命やっている。全国平均の中では、先ほど中村委員のほうから重大な指摘がありましたけれども、他県と比べて頑張っているところは頑張っている。そこら辺の兼ね合いもあるものですから、全部国におんぶにだっこというふうな この内容でいけば、市町村の実質負担に触れるべきなのか、そこを議論してもらいたいと思います。

岩下委員長 市町村の負担関係が御意見に出ましたけれども、何かほかに御意見ございませんか。

右松委員 意見書として通すためには触れないほうがいいのか、それとも触れたほうがいい

のか、そこですよ。

吉崎書記 情報提供だけよろしいでしょうか。
岩下委員長 では、書記、お願いします。

吉崎書記 地籍調査の充実を求める関係の意見書としましては、ここ最近では北海道議会と千葉県議会の2県が意見書を提出しております。内容としましては、東日本大震災の発生を受けて、地籍調査が進まないと復興が進まないという観点から地籍調査の充実を凶ってくださいという意見書に2県ともされておりまして、この2県とも予算措置と地方負担の軽減措置の拡充を求めておりました。本県としても、足並みをそろえるような形で、この書きぶりとしてはどうだろうかということで、委員長、副委員長と御相談して入れたところなので、そこは本県独自の意見書の書きぶりにしても支障はないと思いますので、情報提供だけさせていただきます。

緒嶋委員 これは国も大分支援をしておるからということだけど、地籍調査は国の責任で本当はやるべきだと思うんです。そうなれば100%国が負担してもいいんじゃないかと思うんです。国土を調査するという立場から、市町村だけの責任じゃないから、このままでいいんじゃないかという気がするんですけどね。軽減措置の拡充についてということで。国に言わせればこれだけ負担しているじゃないかと言うだろうけど、国土を調査するというのは国の責任でやるべきだ。早く100%になるように国が全面的に支援して、将来的な国土のあり方等含めた場合には、進めるということだから、地方の立場から言えば、当然国が金を出してやるべきだという視点でいいんじゃないかと思うんです。

右松委員 今、緒嶋委員の話されたところが入っていますか。国がやるべきだと。

岩下委員長 下3行目からですね。「予算措置

及び地方負担の軽減措置の拡充について」ということであっているということですね。

中村委員 本当に早く取り組まないと技術者が少なくなります。測量会社がばたばたつぶれていますので。今まで測量をやっていた連中がほかの仕事に行っていますので。また機械も今高度化して大変なんです。だから、今のうちにやっておかないと、土木と一緒に技術者が少なくなります。

岩下委員長 暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時22分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

地籍調査の充実を求める意見書ということで、右松委員からも御意見いただきましたが、国の措置を十分やっていただくようにということをお踏まえまして、この意見書でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、このように決定いたします。

ただいま御意見をいただきました資料1の文言の修正については、正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 修正部分につきましては、後日配付いたします。

それでは、ただいま決定いただきました意見書につきましては、2月定例会中に提出させていただきます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項(2)委員会報告書骨子案についてであります。

資料3をごらんください。委員会報告書の骨子案を記載しております。当委員会の調査項目は、水資源の保全に関する事、外国資本等による水源(森林)売買に関する事、環境問題に関する事、水資源の保全に係る条例に関する事、の4項目となっておりますので、それぞれの調査項目ごとに調査の内容や委員会としての意見等について記述したいと考えております。

詳細につきましては、書記のほうから説明させます。

壱岐書記、お願いいたします。

壱岐書記 では、簡単ですが、御説明を申し上げます。

A3判の資料3の骨子(案)のほうをごらんください。まず、の調査活動の概要からですが、これは前書きの部分になります。「前書き、調査活動の経過」としましては、我が国の水資源の状況として、地球温暖化の影響により、将来的に渇水がふえる傾向にあること、全国各地で報告されている外国資本による森林買収の現状と、それに伴う条例制定などの自治体の動きなどについて記載をしまして、このような状況を踏まえ、当委員会では、水資源を守り、将来にわたって安心して水を利用できるようにしていくためにはどのようなことに取り組むべきかという観点から、4つの事項について調査を行ってきましたという書き出しで始めたいと思っております。

本論のほうに入ります。

まず、1の水資源の保全についてであります。

ここでは、(1)で水資源の状況についてということで、地球上の水の量とか日本の水資源賦存量といった水資源の全般的な状況について記

載したいと思います。

(2) の水資源保全に係る取り組みについては、水資源の保全は、水そのものの保全から、水源涵養機能を有する森林の保全、水源地の維持管理を行う集落の保全など、さまざまな分野の取り組みを一体的に行うことが必要との観点から、森林保全の取り組み、地下水保全の取り組み、水資源の保全に係る環境整備という3つの項目について、県内調査の内容を盛り込んだ上で記載したいと考えております。

そして、県に対する提言ですけれども、森林の保全については、これまでも森林についてはさまざまな事業展開を行っていますので、市町村と連携したさらなる施策の推進を図ることを要望したいと思います。地下水の保全については、地下水利用の法整備に係る国への働きかけと、小林市の調査で地下水の観測井戸を1本掘るのにも非常に予算がかかるなどのお話をお聞きしましたので、地下水の観測など水資源の保全に資する市町村の取り組みを支援するような施策の検討を行うこと。水資源の保全に係る環境整備では、各市町村において今後も継続して集落機能を維持・活性化させるための事業展開が図られるよう、さらなる支援を行うことを提言したいと考えております。

そして、(3) においては、県外調査で訪問しました神奈川県事例として、水資源の保全・再生に係る施策について、施策大綱のもとで一体的に取り組んでいる状況と、その施策を推進する執行部の体制等について記載をしたいと考えております。

そして、県に対しましては、水資源の保全に係る事業や企画調整などを主導する所管の明確化と、各部局にまたがる施策の一体感の醸成を図ることを提言したいと考えております。

次に、左の欄の下のほう、2の水資源に係る環境問題についてであります。

ここでは、渇水などの地球温暖化の影響と水質保全という2つの観点から、(1) で地球温暖化が水資源に及ぼす影響について記載したいと考えております。(2) で河川の水質改善ということで、生活排水対策について、県内調査の内容を盛り込みながら記載したいと考えています。

県に対しましては、(1) 地球温暖化が本県の水資源に及ぼす影響では、渇水の発生頻度が増加する傾向があるとのことから、渇水緊急時の対応の再点検を行うこと。生活排水対策については、官民一体となった生活排水対策へのさらなる支援と、浄化槽の法定点検について、市町村が実施する啓発活動等への支援などを提言したいと考えております。

次に、右の欄ですが、3の外国資本等による水源(森林)売買についてであります。

ここでは、(1) で外国資本等による森林売買の状況を記載しまして、(2) では、この森林売買が水資源に与える影響ということで、宮崎大学の竹下先生のお話を紹介したいと思います。

そして、(3) におきましては、(2) で竹下准教授は水資源自体はそれほど枯渇等の影響はないということでしたけれども、それでも不安感が住民等にはあると。それはなぜかということ、外国資本の森林売買により明らかになった問題点ということで、土地制度の問題点を3つ挙げております。地籍が曖昧であるという点、所有者情報の把握が正確にできていないという状況、はグローバル経済への対応がなかなかできていない、外国人への土地所有規制に制限がないというところを記載したいと考えております。ここについては県外調査で訪問した東京財団の調査内容を加えながら詳しく記載

したいと思っております。

続いて、(4)で森林法の改正や地下水利用の緊急措置法案、水循環基本法の現状といったこれまでの国の動きを記載しまして、(5)で土地制度に係る法整備と地籍調査の充実を国に求める特別委員会発議の意見書の提出について記載したいと思います。

そして、(6)において、県においても国への要望活動を強化することと、特に地籍調査については、県民への理解促進を図るとともに、市町村が地籍調査を積極的に進めていくための環境整備や人材育成への支援を行うことを、県に対しては提言をしたいと考えております。

次に、4の水資源の保全に係る条例についてですが、ここでは、(1)で全国の条例の制定状況について触れまして、(2)で具体的な条例制定の事例として、県外調査で訪問しました群馬県と埼玉県の調査内容を記載したいと思っております。

そして、(3)の提言においては、条例制定の意義。都道府県が制定する条例には一定の限界があるんですけれども、条例制定の意義としましては、水資源の保全に向けた監視体制が強化できるとか、利用目的が不明な土地取引の牽制が期待できるという点がありますということに記載した上で、県に対しては、土地取引の事前届出制を含む水資源の保全に向けた条例の制定を強く要望したいと考えております。

最後に、結びとしましては、各調査事項の県への提言を整理しながら、説明しました内容を総括して結びとしたいと考えております。以上です。

岩下委員長 正副委員長案についての説明は以上でございます。

委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

緒嶋委員 これはこれでいいんだけど、県が条例制定の意向を示さなかったときにどうするかという問題。「条例をつくりなさい」と県だけに言っているのか、最終的に県がその対応をしなければ議員発議でやるのかどうか。これは執行部とのやりとりにもなるわけで、ここあたりをどういうふうに将来的に持っていくかが一つの課題かなという気がします。我々は1年間では条例制定まではできなかった。必要性があると言いながら、執行部がそれによってこなかった場合はどういうふうに整理していくのか。報告を受けて、執行部が県のほうで条例制定に進むということであればいいが、その意向がないときに、我々は言いっ放しでいいのかということです。

岩下委員長 今までの委員会の中でもありましたけれども、委員会が条例を作成するよりも、利害関係があるということで、そういった場合に県のほうが望ましいであろうという意見は出ていたんですけれども、今の緒嶋委員の県が取り組まなかった場合にはどうするかという意見に対しまして、御意見を申し上げます。

宮原委員 ちょっと前に中山間地域の振興条例をつくらせてもらったときに、中山間地域特別委員会が条例をつくった2つ、3つ前の特別委員会で、報告書としては「中山間地域振興条例をつくるのが望ましい」という書きぶりになっていて、結果的には県がつくらなかったので、中山間地域振興条例を特別委員会で作って、特別委員会として発議をしたという形があるので、県に、つくるべきだということで書いてありましたよね。とりあえずそこで投げかけてみるということで 法整備もあるでしょうから、そこら辺を含めて、必要となれば腹をくくるべきということでもいいんじゃないかと思

ます。

岩下委員長 ただいまの宮原委員の御意見でありますが、そういった方向で……。

緒嶋委員 皆さんがその腹を持っておかんと、投げかけただけではだめだということだから、そのことをみんなで認識してもらうために私は言ったわけです。

岩下委員長 認識の再確認でございますけれども、その方向でよろしいでしょうか。腹をくくっていただきたいということでございます。

それでは、ただいまの御意見を踏まえながら、委員会報告書の案を作成してまいりたいと思います。

なお、報告書そのものにつきましては、正副委員長に御一任をいただき、案ができましたら、印刷のスケジュールの関係で、個別に御了解をいただくような形でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 異議なしということでございます。それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次回の委員会は2月定例会中の委員会となりますが、報告書につきましては、先ほどお話ししましたとおり、事前に皆様の御了解をいただくこととなります。

でき上がりました報告書は、他の委員会の分と合冊して、2月定例会の最終日に議場で配付することとなりますので、御了承をお願いしたいと思います。

なお、次回の委員会では、2月定例会最終日に、私が行います委員長報告の案について御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、協議事項(4)のその他でございま

すが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

それでは、ないようでございます。

今後の日程について確認をいたします。次回の委員会は3月18日(月)午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会は閉会いたします。

午前11時38分閉会